



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第195号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(82)(議会議務局総務課)..... 1
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例(83)()..... 2

——— 公布された条例のあらまし ———

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

1 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会(以下「議会等」という。)に出席するため滞在する場合における滞在費の支給対象となる日を、次のとおりとすることとした。

(1) 議会等に出席した日

(2) 議会等が開かれない日(休日を除く。)のうち、議案調査等のため登庁した日

2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第82号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会(以下「議会等」という。)に出席するため滞在する場合は、その招集に応じた日から議会等の会期の終了日までの間における次に掲げる日1日につき、当該議会等の会議が開かれる場所(以下「会議場所」という。)から8キロメートル未満の地域に居住する者にあつては、8,200円、会議場所から8キロメートル以上50キロ	第6条 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会(以下「議会等」という。)に出席するため滞在する場合は、その招集に応じた日から議会等の会期の終了日までの間における滞在日数に応じ1日につき、当該議会等の会議が開かれる場所(以下「会議場所」という。)から8キロメートル未満の地域に居住する者にあつては、8,200円、会議場所から8キロメートル以上50キロ

メートル未満の地域に居住する者にあつては1万2,200円、会議場所から50キロメートル以上の地域に居住する者にあつては1万6,300円の滞在費を支給する。ただし、滞在費を支給する場合には、旅費は支給しない。

(1) 議会等に出席した日

(2) 議会等が開かれない日(鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する休日を除く。)のうち、議案調査等のために登庁した日

メートル未満の地域に居住する者にあつては1万2,200円、会議場所から50キロメートル以上の地域に居住する者にあつては1万6,300円の滞在費を支給する。ただし、滞在費を支給する場合には、旅費は支給しない。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第83号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和31年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務警察常任委員会 略</p> <p>教育民生常任委員会 略</p> <p>経済産業常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部及び労働委員会に関する事項</p> <p>企画土木常任委員会 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務警察常任委員会 略</p> <p>教育民生常任委員会 略</p> <p>経済産業常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部及び地方労働委員会に関する事項</p> <p>企画土木常任委員会 略</p>
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第16条 委員会は、審査又は調査のため、知事、病院事業の管理者、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第16条 委員会は、審査又は調査のため、知事、病院事業の管理者、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p>

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。